

第 6 章

---

推 進 体 制

## 第6章 推進体制

### 1. 計画の推進

本計画は、三島市文化振興基本条例の規定に基づき、市民・文化団体をはじめ、様々な文化の担い手が役割を分担し、連携・協働しながら「創造力あふれる人とまち・みしま」の実現に向けた取組を進めていきます。

#### ■ 推進体制図



## 2. 推進主体の役割

本計画の推進に当たって、多様な主体が文化の担い手として次のような役割（責務）を認識し、他の主体と連携・協働を図ることが重要です。

### （1）市民の役割

- 文化を鑑賞・体験したり、創造・発表したりするなど、ひとりひとりが文化活動の担い手となり、文化によるまちづくりを推進していきます。
- 子どもの頃から文化芸術の感性を磨いていくことの大切さを広めていきます。
- 地域の祭りなどに参加し、地域コミュニティを維持・活性化するとともに、地域で受け継がれてきた有形・無形の伝統的な文化を継承します。また、文化活動を通じて地域の絆を深めていきます。
- 三島の文化に係る情報や人をつなぐ（仮称）三島文化ネットワークに積極的に参加し、文化活動を活性化します。

### （2）芸術家・クリエイターの役割

- 文化を創造し、継承し、発信することで、文化活動の中核を担い、文化によるまちづくりに主体的に関わります。
- 国内外の芸術家・クリエイターや文化団体と交流・連携し、地域の文化活動を牽引します。
- 福祉・医療をはじめ社会の幅広い分野と連携し、創造性のある魅力的な取組を展開します。

### （3）文化団体の役割

- 文化活動の受け皿として、活動の継続・発展、積極的な発表、人材の育成、組織体制の強化などに取り組みます。
- 他の団体等との交流により、刺激し合い、文化活動を充実し、参加者や支援者を増やします。
- 市民に向けて、活動内容やその楽しさを積極的に発信し、多くの参加を募ります。

#### (4) 企業の役割

○地域で行われる文化活動に対し、様々な形での参加・支援を推進します。

#### (5) 学校等の役割

○地域の伝統文化に触れる機会や、優れた芸術を鑑賞したり、芸術家と触れ合う機会の創出など、子どもたちが文化に親しむ環境づくりに取り組みます。

○大学をはじめ高等教育・研究機関においては、自らが主体となって講座やセミナーを開催するほか、学生等に地域の文化活動への参加を促すとともに、文化活動を企画・運営できる人材の育成を目指します。

#### (6) 文化施設等の役割

○文化団体等が活動や発表する場として、また、市民が集い文化に関する情報交換をしたり交流をする場として、継続して計画的な環境整備をします。

○市民が上質で多彩な文化に触れられるよう様々な文化事業を企画制作し、鑑賞や体験する機会を充実します。

○芸術家等が活動しやすい環境づくりに取り組みます。

#### (7) 市の責務

○企業等の民間の活力を活かしながら、市民の文化活動が活発化するよう支援体制や環境を整えます。

○国・県・他市町及び庁内関係部署との連携・調整を図り、文化振興施策の展開を総合的に進め、評価を行い、進捗管理に取り組みます。

○文化振興施策を総合的かつ効果的、迅速に進めていくため、庁内の体制を整えます。

○積極的に国・県の補助金等を申請するなど、財源確保に努めます。